

平成30年度「病院等における防災訓練実施要領」

1 防災訓練のねらい

- (1) 各病院等における、大規模地震発生時の対応措置を習熟すること
- (2) 病院スタッフや患者に対する、正しい防災措置の普及を図ること
- (3) 防災訓練を機会に日頃の防災態勢を再点検し、今後の防災対策のあり方を考えること

2 実施時期

「防災週間（平成30年8月30日から9月5日）」を中心に、各病院等が実情に応じて実施日時を設定してください。

3 対象医療機関

東京都内にある病院及び救急医療機関の診療所

4 訓練の想定

東京都ホームページに掲載しております「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）」（「東京都の被害想定」で検索）等を参照し、各病院等の実態に応じた被害想定を設定してください。

5 訓練の実施

別表【訓練項目一覧及び重点項目】に基づき、実施してください。

詳細については、東京都ホームページに掲載しております「病院における防災訓練マニュアル（以下「マニュアル」という。）」（「病院における防災訓練」で検索）を参考にしてください。

なお、マニュアル43ページ「（6）建物・ライフライン設備等の安全確保に関する訓練」を必ず行ってください。

6 施設・設備の自己点検

各病院等は、「病院の施設・設備自己点検チェックリスト（改訂版）」に基づき、期日を定めて施設・設備の自己点検を実施してください。また、自己点検の結果、改善すべき事項がある場合は、速やかに必要な対策を講じるようお願いします。

チェックリストは、東京都ホームページをご覧ください。（「病院における防災訓練」で検索）

7 自衛消防訓練としての取扱い

本訓練は、自衛消防訓練としても認められます。

訓練を実施する場合は、必ず事前に所轄消防署宛「自衛消防訓練通知書（別添2）」を提出するとともに、「自衛消防訓練実施結果記録書（別添3）」を作成し、3年間保存してください。ただし、患者の受入準備・トリアージ実施などの項目のみでは、自衛消防訓練に該当しません。

なお、消防署員の訓練指導等が必要な場合は、訓練実施前の早い時期に所轄消防署に相談してください。

8 訓練実施後の報告

「防災訓練等実施報告書（別添1-1、1-2）」を下記担当者宛提出してください。

【実施報告書の提出及び問い合わせ先】

東京都福祉保健局医療政策部

救急災害医療課災害医療担当 黒田

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03(5320)4445 ファクシミリ番号 03(5388)1441

別表【訓練項目一覧及び重点項目】

項 目	内 容	備 考	
(1) 事前準備	ア ポスターの提示	病院における防災訓練のポスターを提示し、普及啓発に努める	
	イ 院内放送訓練	院内放送設備を活用して、地震発生を知らせる。正確な情報を職員や患者へ伝達する	
(2) 本部の設置	ア 本部員の招集と情報伝達	発災後直ちに本部員を招集し、院内状況把握など、今後の対応を説明する	
	イ 本部審議	地震発生時及び警戒宣言時を想定した本部審議を実施する	【重点項目】
	ウ 通信訓練	発災後の状況について、NTT回線等を使用し、ファクシミリで報告する	(注1)
(3) 病院スタッフ	ア 自衛消防組織が行う防災措置	施設・設備の緊急点検等を実施する	
	イ 緊急招集	スタッフの緊急招集訓練を実施する	
(4) 病棟の安全確保	ア 入院患者の安全確保措置	入院患者の安全を確保する	
	イ 病棟の単位で行う防災措置	患者の安全確保や物的被害の防止及び軽減措置を実施する 物資（飲料水、食料、医薬品等）の途絶に備え、その確保を行う	
	ウ 救出・救護	建物の倒壊や落下物等による要救助者の救出を実施	
	エ 初期消火と避難誘導	消防班による初期消火を実施 患者の避難誘導を実施	
(5) 殺到する傷病者の受入れ	ア 患者の受入準備	災害による重症者等の収容場所を確保するなど、受入準備を行う	【重点項目】
	イ トリアージ実施	トリアージの体制を整備し、殺到する傷病者の受入れ、応急対応を実施	【重点項目】
	ウ 応急救護訓練	トリアージ実施後の患者に対し、応急処置検査等を実施する	【重点項目】
	エ 患者の後方搬送	対応できない患者を後方医療施設へ搬送し、また、他施設から患者の受入を実施	

(注1) 原則として、訓練対象は東京都災害拠点病院及び都立病院とする。

別表【訓練項目一覧及び重点項目】

項 目	内 容	備 考
(6)建物・ライフライン設備等の安全確保	ア 被害状況の点検（受水槽、自家発電等）	<ul style="list-style-type: none"> ・破損状況と使用可能範囲の把握 ・代替手段の確保 ・供給事業者への連絡 ・自家発電装置、受水槽の点検、確認
	イ 飲料水の受入等	<ul style="list-style-type: none"> ・水道局への飲料水等の要請 ・飲料水の受入れ確認及び報告
(7)医薬品・医療用資器材	被害状況の点検等	<ul style="list-style-type: none"> ・破損状況と使用可能品等の把握 ・供給要請
(8)地域連携		地域住民及び団体等に訓練参加等の呼びかけをし、日頃から地域住民との防災意識の連携を図る
(9)反省会の開催		訓練終了後に「反省会」を開き、今後の院内防災対策を見直す